

社会福祉法人北伸福祉会 介護福祉士実務者研修 学則

(事業名称・所在地)

第1条 本研修は次の事業者（以下「当法人」という。）が実施する。

名 称 社会福祉法人 北伸福祉会

所在地 石川県金沢市広岡2丁目1番7号

(目的)

第2条 本研修は、多様化する介護サービスを担う上で基礎的な職業教育研修である。その上で、将来、介護福祉士を目指すためにより専門的な知識や技術を習得し、地域福祉の担い手として貢献できる人材の確保と定着の促進を図ることを目的とする。

(実施課程)

第3条 前条の目的を達成するために、介護福祉士実務者研修事業（以下、「本研修」という。）を実施する。

- 2 本研修は添削課題による通信学習、および通学（面接授業）による講義、演習を組み合わせた学習方法とする。

(研修事業の名称)

第4条 本研修の名称は「社会福祉法人北伸福祉会介護福祉士実務者研修」とする

(研修会場)

第5条 社会福祉法人 北伸福祉会

朱鷺の苑 城北 3階

〒920-0811 金沢市小坂町北168番地

(研修期間・在籍年限)

第6条 本研修の期間は1～6カ月とする。在籍年限は原則2年とする。

(入学時期)

第7条 開講時期 平成30年5月

(定員)

第8条 受講定員は1講座当たり15名とする。

(受講対象者)

第9条 受講の条件は下記の条件を満たす者とする。

- (1) 介護福祉士を目指している者。
- (2) 男女問わず、心身ともに健全である者。
- (3) 面接授業及び医療的ケアの試験・演習の参加に支障のない範囲に在住している者。
- (4) 高等学校卒業もしくは同等以上の能力があると認められる者。

(教育課程及び授業時間数)

第 10 条 本研修を修了するためのカリキュラム及び科目の免除は下表のとおりとする。

※○印で示した履修済科目は実務者研修において認定されるため履修免除となる。

教育課程	実務者研修 時間数	介護職員 初任者研修	訪問介護員養成研修			介護職員 基礎研修	その他の 全国研修
			1 級	2 級	3 級		
人間と尊厳と自立	5	○	○	○	○	○	
社会の理解 I	5	○	○	○	○	○	
社会の理解 II	30		○			○	
介護の基本 I	10	○	○	○		○	
介護の基本 II	20		○	○		○	
コミュニケーション技術	20		○			○	
生活支援技術 I	20	○	○	○	○	○	
生活支援技術 II	30	○	○	○		○	
介護過程 I	20	○	○	○		○	
介護過程 II	25		○			○	
介護過程 III (スクーリング)	45					○	
発達と老化の理解 I	10		○			○	
発達と老化の理解 II	20		○			○	
認知症の理解 I	10	○	○			○	認知症実践者研修
認知症の理解 II	20		○			○	認知症実践者研修
障害の理解 I	10	○	○			○	
障害の理解 II	20		○			○	
こころとからだのしくみ I	20	○	○	○		○	
こころとからだのしくみ II	60		○			○	
医療的ケア	50						喀痰吸引等研修
実務者研修受講時間数	450	320	95	320	420	50	

※「医療的ケア」には 50 時間の講義とは別に演習が必須となっている。

※介護職員初任者研修修了証明書、訪問介護員養成研修 1 級・2 級・3 級各課程修了証明書、介護職員基礎研修、その他全国研修の修了証明書の写しを提出の上、免除科目を確認する。

(教員組織)

第 11 条 本研修を実施するにあたり、次の教員を置く。

- (1) 養成施設の長 1 名
- (2) 専任教員 1 名
- (3) 講師 (介護過程 III) 若干名
- (4) 講師 (医療的ケア) 5 名
- (5) 講師 (その他担当) 若干名

(受講料)

第12条 受講料は以下のとおりとする。

- 2 法人に在籍する職員で、かつ申請時までの在職期間が2年以上あるものは受講料の減免制度を設ける。

受講予定者の有する資格	受講料	減免制度での受講料
無資格者	180,000円	108,000円
訪問介護員養成3級資格	160,000円	96,000円
訪問介護員養成2級資格	120,000円	72,000円
介護職員初任者研修	120,000円	72,000円
訪問介護員養成1級資格	50,000円	30,000円
介護職員基礎研修修了	40,000円	24,000円

※上記受講料には、テキスト代・消費税が含まれる。

- 3 分割払いを希望する受講予定者(無資格者、3級資格者、2級資格者、初任者研修修了者に限る)は、あらかじめその旨を当法人に申し出た上で行うことができる。分割払いは3回のみとし、納入期日と金額は当法人の規定に従うこととする。また、「分割払い確認書」を一部作成し、初回納入日まで記入、押印する。原本は当法人が保管し、受講生には控えとしてコピーを交付する。
- 4 事前に連絡なく受講生が納入を期日まで実行しない場合、当法人は受講を取り消すことができる。

回数	期日	無資格者 (減免制度対象者)	3級資格者 (減免制度対象者)	初任者・2級資格者 (減免制度対象者)
第1回	初回開講日 まで	60,000円 (36,000円)	60,000円 (36,000円)	40,000円 (24,000円)
第2回	3か月以内	60,000円 (36,000円)	60,000円 (36,000円)	40,000円 (24,000円)
第3回	6ヵ月以内	60,000円 (36,000円)	40,000円 (24,000円)	40,000円 (24,000円)

(受講申込手続)

第13条 受講申込手続は次のとおりとする。

- (1) 当法人指定の申込用紙に必要事項を記載し、必要書類を添付して期日までに提出する。
- (2) 受講者は申し込み順とし、定員になり次第受付を締め切る。
- (3) 受講決定通知を受け取った受講申込者は、指定の期日までに受講料を納入する。
- (4) 受講料の納入を確認した後、教材一式を発送する。

(使用教材)

第 14 条 使用する教材は下記のとおりとする。

「介護福祉士実務者研修テキスト」5 巻 中央法規出版(株)発行

1 巻 (人間と社会)

2 巻 (介護Ⅰ)

3 巻 (介護Ⅱ)

4 巻 (こころとからだのしくみ)

5 巻 (医療的ケア)

※演習は、サブテキストとして長寿社会開発センター発行・第 9 巻を
使用する。

(受講申込締切)

第 15 条 申込締切日は開講日の約 2 週間前とする。ただし、申込締切日以降でも、受講
申込者が募集定員に達していない場合は、当法人の判断により申し込みを受け付
けることが出来るものとする。

(受講の決定)

第 16 条 受講申込者が受講決定通知を受け取った後、受講料納入の確認をもって受講の
決定とする。

(受講料の返還)

第 17 条 納入された受講料は原則として返還しない。

ただし、やむを得ない事由等で、受講辞退の申し出があった場合は、書面にて提
出の上返還することとする。その際の振り込み手数料は受講申込者が負担とする。

辞退を申し出た日	返還額
受講申込締切日まで	受講料の全額
受講申込締切日翌日～開講日前日まで	受講料の半額
開講日以降	なし

(受講生の本人確認)

第 18 条 受講生本人確認は、以下の方法で行う。

- (1) 受講申込書に公的な身分証明書（運転免許書等）の写しを添付する。
- (2) 受講生は、通学日毎に出席簿に押印する。

(通信学習の実施方法)

第 19 条 通信学習の実施方法は下記のとおりとする。

- (1) 学習方法－受講生はテキストに沿って自己学習し、法人の定める期日までに、
科目毎の課題問題を郵送・提出する。

- (2) 評価方法－添削問題の評価は 70 点以上（医学的ケアは 90 点以上）を合格とする。不合格となった科目は再提出及び再評価を行い、合格をもって次の科目へ進むことができる。
- (3) 個別学習－個別学習の際の質問に関しては、別紙の質問用紙にて郵送又は F A X にて受付し、担当講師が回答する。

（面接授業の実施方法）

第 20 条 面接授業は次の方法で実施する。

- (1) 面接授業は指定された日に当法人の研修会場で行う。出席を確認するため、受講生は印鑑を持参し、毎回、出席簿に押印する。
- (2) 面接授業に出席するためには、当法人の定める期日までに通信学習を修了していることを条件とする。
- (3) 面接授業を安全に行うにあたり、感染症に感染している者、その疑いがある者は受講できないこととし、授業の時期を変更とする。

2 評価方法

面接授業では、面接授業の全日程に出席した者に対し、担当教員が介護過程Ⅲの各課程（記録・実技試験等）での成績を評価の上合格すること。

（休学・復学）

第 21 条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとする者は、休学届にその事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて、養成施設の長に承認を受けなければならない。

- 2 休学の期間は最長 1 年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により休学中の者が復学しようとする時は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを養成施設の長が確認し復学することができる。

（懲戒処分）

第 22 条 次の事由に該当する場合は退学とする。

- (1) 受講にあたって提出した書類の偽造記載及び受講誓約書の内容に違反した者。
 - (2) 学習意欲に掛け、修了の見込みがないと認められる者。
 - (3) 学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げる者で、再三の指導にもかかわらずこれに従わない者。
 - (4) 面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者。
 - (5) 在籍期間を超過した者。
 - (6) その他、本研修の受講生として著しく不適切な言動が認められる者。
- 2 前項の事由によって、養成施設の長が退学処分を決定した者は、その決定に従うものとする。

(欠席者の取り扱い)

第 23 条 10 分以上の遅刻・早退に関する理由は如何にかかわらず欠席扱いとする。また、やむを得ない理由で欠席する場合は、速やかに「欠席届」を提出する。

(補講の取り扱い)

第 24 条 面接授業（スクーリング）の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると当法人がみとめる者については、次期講座にて補講を受けることによって当該科目を受講したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、1 科目について 5,000 円（消費税込）を受講生の負担とする。

(研修修了の認定方法)

第 25 条 修了の認定は以下のとおりとする。

- (1) 指定されたカリキュラムの全課程を履修し、受講料の未納がないこと。
- (2) 通信学習では、科目毎の課題問題の評価は 70 点以上（医学的ケアは 90 点以上）を合格とし、不合格となった科目の課題問題については、合格できるまで再提出を繰り返す。
- (3) 面接授業では、面接授業の全日程に出席した者に対し、担当教員が介護過程Ⅲの各課程（記録・実技試験・学習態度）にわたる成績を評価の上合格すること。
- (4) 医療的ケア・演習で一定の基準に達し合格すること。

(修了証明書等の交付)

第 26 条 修了を認定された者は、当法人で修了証明書を交付する。

(修了者の管理)

第 27 条 第 24 条により、修了証明書の授与を受けた者については、修了者台帳を作成し、氏名、住所、生年月日、修了年月日、修了番号等を記載し管理する。

(公表する情報の項目)

第 28 条 公表すべき情報についてはホームページ上で公表する。

(<http://www.tokinoen.com>)

(賞罰)

第 29 条 賞罰は以下のとおりとする。

受講生が学則に定める諸規則を守らず、受講生として本文に反する行為があったときは注意し、改善が見込まれない場合は処分することがある。

(個人情報の保護)

第30条 当法人は知り得た受講予定者および受講生に係る個人情報は、当法人の定める個人情報に関する基本規則に基づき、適切に取り扱うこととする。

(その他研修実施に係る留意事項)

第31条 本研修の実施にあたり、以下のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して以下のとおり苦情等の窓口を設けて、苦情等及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署： 法人本部 TEL 076-257-7100

(施行細則)

第32条 本学則に必要な細則ならびに、この学則に定めのない事項で必要と認められるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は、平成29年 1月 11日から施行する。

この学則は、平成29年 3月 1日より施行する。(受講料)

この学則は、平成29年10月 1日より施行する。(設置者の住所変更)

この学則は、平成30年 3月 1日より施行する。(研修会場)